

○カジノ管理委員会告示第三号

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第三条、第四条、第五条第二項及び第三項、第八条及び第九条の規定に基づき、並びに同規則を実施するためカジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示を次のように定め、令和三年七月十九日から施行する。

令和三年七月十六日

カジノ管理委員会委員長 北村 道夫

カジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示

第一条 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する関係行政機関が所管する法令に基づく手続等は、カジノ管理委員会が関係行政機関として所管する法令に基づく手続等とする。

第二条 規則第四条及び第八条の行政機関等が定める技術的基準は、カジノ管理委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第三条 行政機関等は、申請等を行う者が規則第五条第二項の規定により当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学的文字読取装置を用いて電磁的記録に記録するときは、当該書面等に記載され又は記載すべき事項を当該電磁的記録に記録した日時及び当該電磁的記録に記録した事項が当該書面等に記載され又は記載すべき事項と相違ない旨を入力させ、又は当該電磁的記録に記録させることができる。

第四条 規則第五条第三項ただし書の行政機関等が申請等を行った者を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一 規則第五条第三項本文に規定する措置

二 行政機関等が指定する申請等を行う場合において、当該行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三 行政機関等が指定する申請等を行う場合において、前二号の措置を併せて講ずること。

第五条 規則第九条ただし書の処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

一 規則第九条本文に規定する措置

二 処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を入力することにより、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録できるようにすること。

第六条 行政機関等は、規則第九条の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から当該行政機関等が指定する期限までに記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。